

大阪市淀川区役所保健福祉課（生活支援担当）における生活保護に関する業務 会計年度任用職員募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

淀川区役所保健福祉課（生活支援担当）における生活支援担当事務業務

- (1) 書類の編綴、整理業務
- (2) 保護の変更決定等にかかる電算処理事務（医療扶助の決定等含む）補助業務
- (3) 債権回収にかかる納付交渉等の業務
- (4) 指導指示や助言等を伴わない家庭訪問調査
- (5) その他課内の事務補助

3 応募資格

- (1) 書類点検・整理、文書作成等のパソコン操作など一般的な事務作業のできる方
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第六十条から六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）、（2）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分（休憩 45 分）

週 4 日（週合計 30 時間）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市淀川区十三東 2-3-3 淀川区役所保健福祉課（生活支援担当）

(4) 報酬等

報酬（月額） 146,160 円～164,488 円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

期末・勤勉手当 約 1.380 月分（12 月支給）

※上記の他に通勤手当等が支給されます。

上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

| | |
|------|---|
| 年次休暇 | 付与日数：12 日 付与期間：令和 6 年 9 月 1 日（任用日）～令和 7 年 3 月 31 日（任期満了日） |
| 特別休暇 | 【有給】 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・ドナー休暇 ・妊娠障害休暇 ・生理休暇 ・ <u>子の看護休暇※1</u> ・ <u>短期介護休暇※1</u> (※1) 別途取得要件あり |

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

試験方法については、論文試験の後、面接試験を行います。

(1) 論文試験（45分間）

一般的な課題に対する理解力、文章構成力および表現力等について

(2) 面接試験（10分程度）

主として人物について面接により行います。

7 選考日時及び選考会場

(1) 論文試験

日時：令和6年8月9日（金曜日）午後1時30分開始（午後1時20分集合）

場所：淀川区役所 6階602会議室

(2) 面接試験

日時：同日 論文試験終了後

場所：淀川区役所 6階601会議室

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申し立て書 1通

※申し立て書は本市所定の様式に限ります。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒(長形3号) 1通

※必ず宛先を記載のうえ、84円切手を貼付してください。

9 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 申込み期間

令和6年7月12日(金曜日)から令和6年7月29日(月曜日)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から午後5時00分まで

イ. 申込書受付場所

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-3-3

大阪市淀川区役所保健福祉課(生活支援担当)(淀川区役所3階・33番窓口)

(2) 郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

令和6年7月29日(月曜日)まで(当日必着)

※「生活支援担当 採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記(1)イと同じ

10 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和6年7月30日(火曜日)に通知を発送します。

令和6年8月6日(火曜日)15時までに受験案内が届かない場合は、淀川区役所保健福祉課(生活支援)あて電話連絡してください。

1 1 結果の発表

試験の可否は、筆記試験及び口述試験の結果により決定します。試験結果については、受験者本人あてに通知します。なお、電話等での問合せにはお答えできません。

1 2 合格から採用まで

- (1) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者数が採用予定数を下回る場合があります。
- (2) 試験合格者は大阪市淀川区役所保健福祉課（生活支援）会計年度任用職員（事務職）採用候補者名簿〔以下「採用候補者名簿」という〕に、筆記試験及び面接試験の合計得点順で登録されます。
- (3) 採用候補者名簿の登録期間は令和7年3月31日までです。
- (4) 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が令和6年9月1日以降になる場合や採用がされない場合もあります。
- (5) 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

1 3 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

14 問合せ先

大阪市淀川区役所保健福祉課（生活支援）（担当：高尾・高砂）

〒532—8501 大阪市淀川区十三東2—3—3

電話：06-6308-9872